

## 仕 様 書 (案)

### 1 件名

商店会情報誌の発行委託

### 2 事業の目的

区では、商店街の活性化を図るため、先進事例等の紹介や新たな魅力の発掘、情報発信を行い、区内の商店街に向けた情報誌を発行することで、商店街の魅力づくりを推進する。

### 3 履行期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

### 4 履行場所

区指定の場所

### 5 基本事項

- (1) 新宿区商店会情報誌（「新宿商人」）の発行
- (2) A4全ページカラー 12ページ 各号7,000部
- (3) 用紙 マットコート A版 46.5Kg
- (4) 季刊誌
- (5) 発行回数 4回の発行とする
- (6) 発行月 令和2年6月・9月・12月／令和3年3月
- (7) 納品場所 新宿区文化観光産業部産業振興課  
※納品時にPDFデータの納品も行うこと

### 6 委託業務内容

委託業務の内容は、次のとおりとし、それぞれの要件を最低限満たすものとする。

#### (1) 企画・構成

- ア 読者にとって、認知されやすい誌面構成になっていること。
- イ 区内商店街向けの情報誌であり、商店会員、商店主にとって有益な情報が得られる企画であること。
- ウ 各号の企画・編集方針は、区と企画会議を行い決定すること。
- エ 各号の発行日を踏まえた上で、適切なスケジュール管理を行うこと。

## (2) 撮影・取材

- ア 取材は、編集方針に合わせた対象を選定すること。
- イ 取材先については、原則として区内及び都内とする。ただし、年に1～2回程度、企画内容に合わせ、全国を対象とする。
- ウ インタビュー等取材にあたっては、必要に応じて、区職員が同行するものとする。(1～2名程度)
- エ 記事作成に関しての著作権処理は、受託者の責任で行うこと。

## (3) 編集・発行

- ア 記事の作成は、編集方針に基づき行うこと。
- イ 校正は4回程度行い、校正紙またはPDFデータでの出校とする。最終校正は本紙校正とする。また、必要に応じて両者協議のもと適宜校正を行うものとする。
- ウ 受託者は最終校正として、本紙校正2部提出すること。区からの校正返却は校正紙への朱入れを原則とする。

## 7 著作権の取扱い

本委託で作成したすべての印刷物の著作権（著作権法第27条及び28条の権利を含む。）は、区に譲渡すること。受託者は著作者人格権の行使をしないものとする。この規定は、受託者の従業員及び本委託遂行に当たり再委託を行った場合の再委託先又はそれらの従業員に著作者人格権が帰属する場合にも適用する。

第三者から著作権、特許権、その他の知的財産権の侵害の申立てを受けた場合、受託者の責任と費用を持って処理すること。

## 8 支払方法

各号の納品検査後、請求書の提出を受け支払う。

## 9 特記事項

### (1) 一括再委託の禁止

受託者は、委託業務の全部又は主要な部分を一括して第三者に委託することができない。ただし、区の承諾を得たときは、この限りでない。

### (2) 個人情報の保護

受託者は、本事業の履行に当たって個人情報を取り扱うときは、新宿区個人情報保護条例（平成17年新宿区条例第5号）等に基づき、その取扱いには十分注意し、漏洩、滅失又は毀損の防止その他個人情報の保護に最大限の配慮をもって行うこと。

(3) 守秘義務

受託者は、本事業の履行に当たっては、業務上知り得た秘密を漏らし、又は自己のために利用してはならない。本事業終了後も、同様とする。

(4) 受託者が事業の実施にあたり前記各号の規定に反した場合には、区は、委託契約額の一部又は全部を返還させる権利を有するものであること。

(5) 契約締結後、区と協議の上、本事業の実施に係る計画書（実施内容、実施体制、スケジュール等）、その他必要な関係書類を提出すること。

(6) 契約の履行にあたっては、「新宿区における障害を理由とする差別の解消を推進するための職員対応要領」にある障害者への配慮等の実践に努めること。

(7) 契約の履行にあたっては、新宿区環境マネジメントの取り組みに協力すること。

(8) 委託契約締結後に不正行為が明らかになったときは、契約を解除する。

(9) 本仕様書に定めのない事項や、疑義の生じた事項については、双方協議の上、決定するものとする。